

令和 7 年度全国高等学校総合体育大会 宇部市実行委員会売店等設置運営要領

1 趣旨

この要領は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会山口県売店等設置基本方針に基づき、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会ソフトテニス競技大会（以下「大会」という。）において、会場区域内に設置する売店、展示ブース等（以下「売店等」という。）の管理、運営等について必要な事項を定めるものとする。

2 施設等の使用許可

市実行委員会は、各競技会場区域内等に売店等を設置しようとするときは、各競技会場となる施設等の管理者（以下「施設管理者」という。）の使用許可を受けるものとする。

3 出店申請

売店等の出店を希望する者は、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会売店等出店申請書（様式第 1 号）に関係書類を添えて、市実行委員会に出店許可申請を行うものとする。

4 出店者の選定

市実行委員会は、本要領に基づき出店者の選定を行う。売店の設置目的、来場者のニーズ、出品品目のバランス等を考慮し、適当と認められた者を出店者として選定する。

また、選定を行う際は、次の事項に留意することとする。

- （1）令和 7 年度全国高等学校総合体育大会中国ブロック開催基本方針及び山口県開催基本構想に照らし、大会の出店者としてふさわしいこと。
- （2）営業経験及び実績が豊富で信頼できること。
- （3）その他、市実行委員会が特に認めること。

5 出店許可

市実行委員会は、申請内容及び会場の設置スペース等を勘案し、大会運営に支障がないと認められる範囲において、設置を許可する者（以下「出店者」という。）を選定し、令和 7 年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会売店等出店許可書（様式第 6 号）（以下「出店許可書（様式第 6 号）」という。）を交付するものとする。

6 販売品目

売店において販売を認める品目は、次に掲げるものとする。ただし、（公財）全国高等学校体育連盟が協賛契約を締結している企業及び団体が有する権利を尊重し、契約内容により販売品目に制限が生じる場合がある。

- （1）食品

原則として、売店で調理・加工を行わない次に掲げる食品で、容器包装等により衛生的措置が取られ、かつ食品衛生関係法令等に基づく適切な表示がなされているもの。

ア パン類（調理パンを除く）、菓子及びアイスクリーム類

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、安全性が高く、衛生的に包装されたもの。

イ 飲料水類（乳類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設で製造されているもので、密閉容器入りのもので衛生的なもの。

ただし、清涼飲料水等については（公財）全国高等学校体育連盟と協賛契約を締結している企業の製品に限定する場合がある。

ウ 土産食品（酒類を除く）

食品衛生法に基づく許可を受けた施設等で製造され、包装されているもので、常温で保存性のあるもの。

（２）土産品

包装、内容、品質等において、土産品としてふさわしいもの。

（３）スポーツ用品、記念バッジ類。

（４）その他、大会参加者、一般観覧者等にとって必要と思われるもので、高校生の大会としてふさわしいもの。

7 食品の販売

（１）食品を販売する売店の出店を許可するにあたり、市実行委員会は設置場所、保管方法、取扱食品等について、管轄の保健所と協議するものとする。

（２）食品衛生関係法令等により、営業許可等を必要とする出店者にあつては、直ちに管轄の保健所に申請し、その許可証等の写しを市実行委員会へ提出するとともに、売店にはその許可証を掲示しなければならない。

（３）食品の販売における食品衛生対策については、令和７年度全国高等学校総合体育大会山口県食品衛生対策実施要領（以下「実施要領」という。）によるものとする。

（４）市実行委員会は、食品を販売する売店に対し出店を許可したときは、実施要領に規定する計画書を大会開催の２か月前までに、管轄の保健所に提出するものとする。

（それ以降に追加・変更した場合には、速やかに計画書を提出する。）

（５）食中毒等、販売した食品に起因する事故等が発生した場合は、出店者の責任において、誠意ある対応及び被害者への賠償等を行うこと。

8 出店の場所及び規模

出店の場所は、市実行委員会が指定する場所とし、出店規模は原則として１店舗あたりテナント１張り（約3.6m×5.4m）の区画とする。ただし、出店者は出店規模に応じて複数区画を申し込むことも可能とする。

9 出店の期間及び開設時間

出店の期間及び開設時間は、市実行委員会が指定し、原則、期間中の途中開設及び途中閉店を認めない。ただし、悪天候その他やむを得ない事情の場合はこの限りでない。

10 出店の方法

市実行委員会が指定する方法とする。

11 経費負担

売店等の設置、運営、警備及び撤去等に要する一切の経費は、出店者が負担するものとする。

12 遵守事項

出店者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 大会の主催者と協賛契約を締結している企業又は団体が有する権利を尊重すること。
- (2) 売店等には、市実行委員会から交付される出店許可書（様式第6号）を掲示すること。
- (3) 販売品目は、大会にふさわしい品位あるものとする。
- (4) 指定された場所以外での立ち売り、呼び込み、拡声器等を使用した販売行為を行わないこと。
- (5) 商品を不当な価格で販売しないこと。
- (6) 許可した販売品目以外の品目を販売しないこと。
- (7) 店舗及びその周辺の清掃は、出店者の責任において行い、発生した廃棄物は、当日中に
出店者において処分し、常に環境美化に努めること。
- (8) 出店の権利を第三者に譲渡、転与、又は売店等の管理運営を委託しないこと。
- (9) 接客に当たっては、大会にふさわしい節度ある行動をとること。
- (10) 出店者及び従業員は、名札等を着用すること。
- (11) 出店者及び従業員が次のいずれにも該当しておらず、また、次のイからキまでに掲げる
者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。
 - エ 出店者、従業員若しくは第三者の不当な利益のため又は第三者に損害を与えるために
暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に資金等を提供し、又はその便宜を供与する等、直接的又は間接
的に暴力団の維持運営に協力又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者
- (12) 売店等の設置、撤去、荷物の搬入、搬出の時期については、市実行委員会の指示に従う
こと。
- (13) 競技会場等の付帯施設（電源等）は原則として使用しないこと。
- (14) 商品及びテントについては、出店者の責任で管理すること。

- (15) 天候の悪化等の事情により、市実行委員会がやむを得ず、危険回避のために撤去命令を出した場合には、その指示に従うこと。
- (16) 天災等により発生した損害については、出店者の負担とすること。また、これに関して市実行委員会は保証等を一切行わないこととする。
- (17) 市実行委員会及び施設管理者の指示に従い、良識ある売店等の管理運営を実施すること。
- (18) 火気器具（発電機、こんろ等）を使用する場合は、出店申請の際に、露店等の開設届出書（様式第5号）を提出し、使用場所付近に消火器（住宅用消火器及びエアゾール式簡易消火器具は不可）を準備すること。

13 許可の取下げ

出店者が自己の都合により出店の取下げを求める場合は、市実行委員会が定める日までに、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会売店等出店取下げ申請書（様式第7号）を市実行委員会へ提出するものとする。市実行委員会は取下げを承諾する場合は、令和7年度全国高等学校総合体育大会宇部市実行委員会売店等出店取下げ承諾書（様式第8号）により、当該申請者に通知する。

14 許可の取消し

市実行委員会は、出店者がこの要領に違反したとき又は大会の運営上支障が生じる恐れがあると認められるときは、出店許可を取り消すことができる。

15 損害賠償

出店者（従業員を含む。）が、施設等又は第三者に損害を加えた場合は、出店者がその損害賠償の責任を負うものとする。

16 原状回復

出店者が、施設等に損害を加えたとき、出店許可を取り消されたとき又は出店許可期間が経過したときは、速やかに原状に回復し、市実行委員会の検査を受けなければならない。

17 管理責任

売店等における販売品及び備品の管理は、出店者の責任とし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、市実行委員会は一切その責を負わない。

18 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市実行委員会が別に定める。

附則

この要項は、令和7年4月1日から施行する。